

(令和5年12月25日時点)

# 水田農業を営む農業者の皆様へ

コメ新市場開拓等促進事業（予算額：110億円）のご案内

## 事業の概要

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

## 支援内容

### ➤ 対象者

**水田**<sup>※</sup>において対象作物を生産する**販売農家・集落営農**

※ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田



### ➤ 対象作物・単価

作物毎に定める低コスト生産等（次ページ参照）の取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

対象作物（令和6年産 基幹作）	単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん専用品種）	9万円/10a

## 主な要件・留意事項



- お住まいの市町村やJAなどが事務局を務める**地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して新市場開拓や加工等に取り組むプランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられていること。**
- 農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること。**
- 本事業で支援を受けた水田の面積については、**令和6年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米: 2万円/10a、米粉用米: 5.5万円~10.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米: 2万円/10a）の対象面積から除きます。**
- 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。**

## 低コスト生産等の取組

- ・品目毎に**3つ以上**選択してください。

### ▽ 新市場開拓米、加工用米、米粉用米（パン・めん専用品種）（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入 ※米粉用米(パン・めん専用品種)は除く	多収品種の作付け
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施
⑰ほ場への炭素貯留	土壌管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施

品目毎に、都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定することも可能。

## Q & A

**Q1. 事業の申請要件について、前年度の本事業と同様に、低コスト生産等の取組を行わなければならないのでしょうか？**

→ 本事業に取り組む場合、前年度の本事業と同様に、各品目において設定された取組メニューの中から3つ以上の取組を実施していただく必要があります。

**Q2. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？**

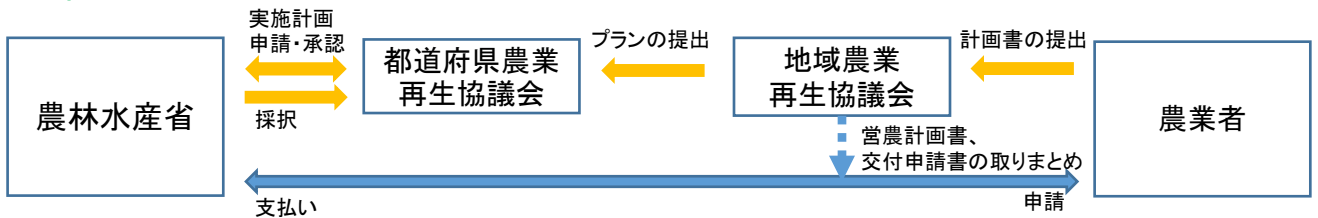
→ 要望調査の開始日（令和5年12月25日）以降の令和6年産（基幹作）の取組が対象になります。

**Q3. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？**

→ 農林水産省の締切は3月8日としておりますが、地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なります。農業者の皆様には地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出していただきます。



## 事業の流れ



## その他

- ・ 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に**支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。**
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される交付金**です。

## お問合せ先

北海道農政事務所 生産支援課

☎011-350-7658

東北農政局 生産振興課

☎022-221-6169

関東農政局 生産振興課

☎048-740-0409

北陸農政局 生産振興課

☎076-232-4302

東海農政局 生産振興課

☎052-223-4622

近畿農政局 生産振興課

☎075-414-9020

中国四国農政局 生産振興課

☎086-224-9411

九州農政局 生産振興課

☎096-300-6216

内閣府沖縄総合事務局 生産振興課

☎098-866-1653